

公益財団法人秦野市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が秦野市の体育、スポーツの振興及び推進に関し、顕著な貢献をした者を顕彰するため定める。

(種別)

第2条 表彰の種別は、次のとおりとする。

- (1) 功労者表彰
- (2) 優秀選手表彰
- (3) 感謝状
- (4) 特別表彰

(資格)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するもので加盟団体が推薦したもの又は事務局が推薦した者に対して行うものとする。

- (1) 功労者表彰

ア 永年にわたり体育、スポーツの振興及び普及奨励に努め、その功績が顕著である者

イ 複数年にわたり次号アからエに該当するものを指導、育成した者

- (2) 優秀選手表彰

ア 国際的な大会、国体、日本選手権において、優秀な成績を収めた者

イ 県大会において、優勝を得た者

ウ 関東大会において、3位以内の成績を収めた者

エ 上記以外の権威ある大会において、秦野市並びにこの法人の名声を著しく高めた者

- (3) 感謝状

ア 体育、スポーツの振興及び推進、発展のため自ら価値ある研究調査をした者、又は他に付随して研究調査をした者

イ この法人の行う体育、スポーツの振興及び推進に係る事業のため50万円以上の金員の寄附（金銭に換算して50万円以上の物品の寄附を含む。）をした者。感謝状を贈呈しようとする年度から遡り3年以内の寄附の総額が50万円以上となる場合も、また、同様とする。ただし、自らが受益者となる場合を除く。

ウ その他、会長が必要と認めたもの

(4) 特別表彰

第2号及び第3号において、3年連続して表彰された者

2 次に該当するものは、表彰候補者としな

(1) 前条第1号において、受賞歴のある者

(2) 前条第2号において、過去に3回連続して同等レベルの大会で同等の成績（以下「同等の成績」という。）を収めたことがある者が連続して4回目に同等の成績を収めたとき。

(3) 前条において、道場、スポーツクラブ等民営施設を経営し、その活動を営業目的又は宣伝に利用しているもの

(4) その他、表彰することが不相当と認められるもの

（申請の方法）

第4条 加盟団体は前条第1項各号に該当する者があるときは、表彰候補者推薦書（第1号様式）及び功績調書（第2号様式）を会長に提出するものとする。

（決定）

第5条 第3条第1項各号の規定により推薦されたものについては、選考委員会で表彰の可否を決定し、理事会の承認を得るものとする。

（選考委員会）

第6条 選考委員会は、会長、副会長及び委員会規程第2条に定める事業統括委員会の構成員をもって組織し、会長を委員長とする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

公益財団法人秦野市スポーツ協会
会長

団体名 _____
代表者 _____ (印)

表彰候補者推薦書

次のとおり、公益財団法人秦野市スポーツ協会表彰候補者の推薦をいたします。

1 候補者

氏名(団体名)	表彰の種別	備考

2 推薦に係る具体的事項

別紙、功績調書のとおり

第2号様式（第4条関係）

功績調書

[illegible]